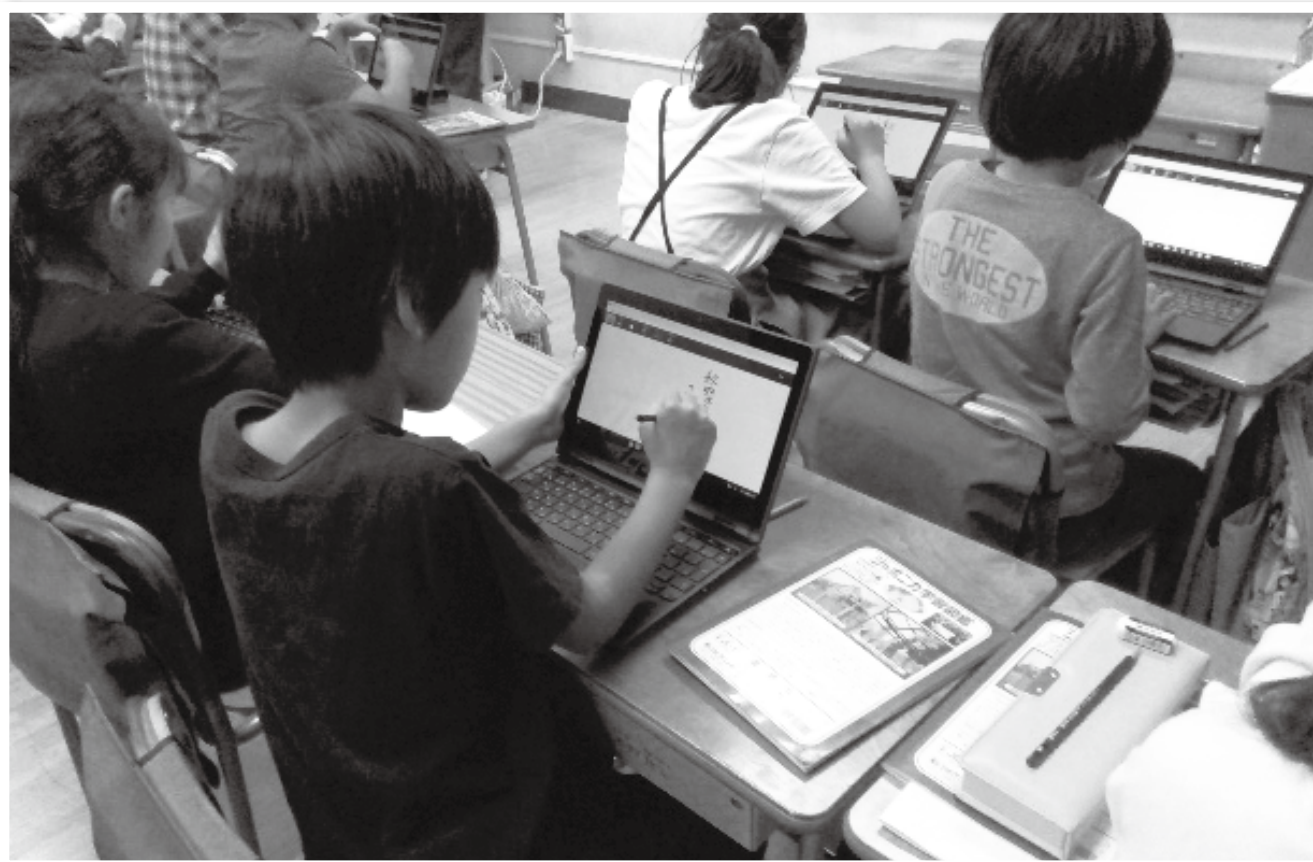


第1章

子どもたちの笑顔輝くまち

- | | | | | | |
|----|--------------------------|----|----|--------------------------|----|
| 10 | 教育・子育てに関する施策の方針と計画 …………… | 76 | 14 | 教育の質の向上 …………… | 85 |
| 11 | 幼児教育・保育サービスの充実 …………… | 77 | 15 | 家庭や地域と連携した教育の推進 …………… | 89 |
| 12 | 子どもと子育て家庭を地域で支える …………… | 80 | 16 | 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 …………… | 94 |
| 13 | 子どもの居場所と成長環境の充実 …………… | 83 | | | |



区立小中学校の全児童・生徒にタブレットパソコンを配備

10 教育・子育てに関する施策の方針と計画

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 練馬区総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化

●練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育て大綱」

1 「練馬区教育・子育て大綱」改定の背景

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、区長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、区の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、民意を反映した教育行政を推進していくため、練馬区総合教育会議を設置している。

本会議において、教育および子育て施策の方針となる「練馬区教育・子育て大綱」を28年2月に策定した。策定から5年がたち、子どもたちを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により、新たな課題が生じたため、令和3年3月に改定を行った。

2 各分野の目標と重点施策

改定した大綱では、子どもの健やかな成長と子育ての総合的な施策を推進するため、各分野における目標と6つの取組の視点に基づき17の重点施策を定めた。目標と取組は以下のとおりである。

(1) 教育分野の目標

「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」

【取組の視点】

- ① 教育の質の向上
- ② 家庭や地域と連携した教育の推進
- ③ 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

(2) 子育て分野の目標

「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」

【取組の視点】

- ① 子どもと子育て家庭の支援の充実
- ② 子どもの教育・保育の充実
- ③ 子どもの居場所と成長環境の充実

(2) 練馬区教育振興基本計画

●練馬区教育振興基本計画

教育委員会では今後の区が目指す教育の姿を明らかにし、教育の振興に関する施策を総合的・計画的に進めるため、24年5月に「練馬区教育振興基本計画」

を策定した。

計画期間は24年度から令和3年度までの10年間で、おおむね5年経過時点を目途に必要な見直しを行うこととしており、30年3月、教育施策をめぐる状況の変化を踏まえ、構成と内容を改定した。

改定に当たっては、『ビジョン』と大綱に示されている目標や方向性を前提とした。

(3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画

●練馬区子ども・子育て支援事業計画

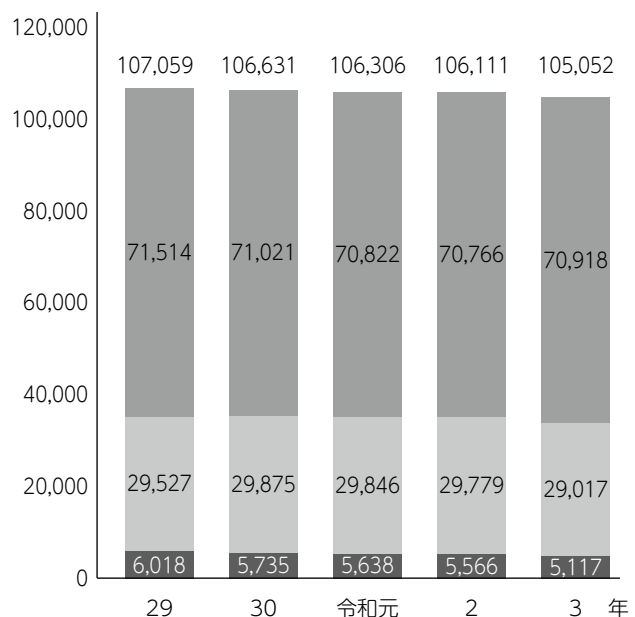
令和2年度の日本全体の出生数は約84万人と過去最低を記録し、少子化は確実に進行している。一方で、女性の就業率の向上等の影響により、保育需要は年々増加している。

区は、「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画として、令和元年度に、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期 練馬区子ども・子育て支援事業計画」策定した。

計画は、『ビジョン』を上位計画とする子ども・子育て分野の個別計画に位置づけられており、この計画に沿って、様々な事業を展開し、子どもの成長と子育ての総合的な支援を推進している。

【区の児童数】

(単位：人) 各年4月1日現在



■ 乳児 (0歳) ■ 幼児 (1~5歳) ■ 少年 (6~17歳)